

令和2年度における東北地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月22日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,700名（製造委託等^(注1)2,273名、役務委託等^(注2)1,427名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者11,000名（製造委託等7,916名、役務委託等3,084名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	東 北	全 国	東 北
令和2年度		60,000	3,700	300,000	11,000
	製造委託等	36,128	2,273	196,879	7,916
	役務委託等	23,872	1,427	103,121	3,084
令和元年度		60,000	3,600	300,000	12,200
	製造委託等	35,810	2,218	200,190	9,373
	役務委託等	24,190	1,382	99,810	2,827
平成30年度		60,000	3,600	300,000	12,200
	製造委託等	39,175	2,410	211,741	9,226
	役務委託等	20,825	1,190	88,259	2,974

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は379件（製造委託等256件、役務委託等123件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが373件（製造委託等251件、役務委託等122件）、下請事業者等からの申告によるものが6件（製造委託等5件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は383件（製造委託等260件、役務委託等123件）であり、このうち380件（製造委託等257件、役務委託等123件）については違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

措置件数の380件（前年度比0.8%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注2)				処 理 件 数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	東北	373	6	0	379	0	380	380	3	383
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	東北	251	5	0	256	0	257	257	3	260
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	東北	122	1	0	123	0	123	123	0	123
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	東北	379	5	0	384	0	377	377	7	384
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	東北	234	4	0	238	0	232	232	6	238
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	東北	145	1	0	146	0	145	145	1	146
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	東北	379	3	0	382	0	365	365	24	389
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	東北	254	3	0	257	0	245	245	19	264
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	東北	125	0	0	125	0	120	120	5	125

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為類型別にみると、合計で711件となっており、こ

のうち、製造委託等に係るものが477件、役務委託等に係るものが234件となっている。
 イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は316件（類型別件数の合計の44.4%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが220件、役務委託等に係るものが96件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は395件（類型別件数の合計の55.6%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が242件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の61.3%）、②下請代金の減額が71件（同18.0%）、③買ったたきが50件（同12.7%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は257件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が154件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.9%）、②下請代金の減額が53件（同20.6%）、③買ったたきが26件（同10.1%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は138件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が88件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の63.8%）、②買ったたきが24件（同17.4%）、③下請代金の減額が18件（同13.0%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反													合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	害因困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	東北	267	49	316	2	242	71	1	50	4	2	8	13	2	0	395	711
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	東北	184	36	220	2	154	53	1	26	2	2	8	9	0	0	257	477
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	東北	83	13	96	0	88	18	0	24	2	0	0	4	2	0	138	234
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	東北	293	39	332	0	190	30	1	35	1	3	10	2	28	0	300	632
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	東北	184	26	210	0	96	16	1	20	1	2	10	1	21	0	168	378
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	東北	109	13	122	0	94	14	0	15	0	1	0	1	7	0	132	254
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	東北	302	50	352	0	143	18	1	66	0	3	9	13	5	0	258	610
製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	東北	207	34	241	0	87	14	1	47	0	3	9	11	4	0	176	417
役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	東北	95	16	111	0	56	4	0	19	0	0	0	2	1	0	82	193

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者12名^(注)から、下請事業者101名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約773万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者4名から、下請事業者38名に対し、104万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額(原状回復額)(注)
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	東北	4名	38名	104万円
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	東北	2名	87名	8万円
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	東北	6名	158名	95万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者7名から、下請事業者60名に対し、558万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額(原状回復額)(注)
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	東北	7名	60名	558万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	東北	5名	140名	158万円
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	東北	4名	96名	300万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

ウ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者1名から、下請事業者3名に対し、110万円の利益提供分が返還された(第6表参照)。

第6表 不当な経済上の利益提供要請事件における不利益分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額) (注1)
		親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	
令和2年度	全国	10名	84名	5923万円
	東北	1名	3名	110万円
令和元年度	全国	8名	229名	2556万円
	東北	—	—	—
平成30年度	全国	7名	346名	1750万円
	東北	—	—	—

(注1) 原状回復額は、令和2年度の「東北」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

(注2) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、東北事務所では5回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、東北事務所では公正取引委員会主催分として3県3会場で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、東北事務所では200件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和2年度においては、東北事務所では3か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に
明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における東北事
務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は17名である。

令和2年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等につい
て意見聴取を行った。

令和2年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 什器の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、下請事業者に対し、「毎月10日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 農業機械の修理を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 医薬品の原材料の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 看板の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、債権満期日までの期間が120日（繊維業以外の業種において認められる期間）を超える電子記録債権（140日）により下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 設計図の作成を下請事業者へ委託しているE社は、「営業推進」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 金属部品の加工を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 看板の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請代金の支払手段として電子記録債権を用いているところ、電子記録債権の発生記録請求に係る手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 電子機器部品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、下請事業者が自社の休業日に当たる日に作業を行う必要があるにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初取り決めた単価を基に下請代金の額を定めていた。
- ② 機械部品の製造を下請事業者へ委託しているI社は、下請代金の額を定めずに部品を発注しているところ、下請事業者からの給付を受領した後に引き下げ交渉を行い、下請事業者が提示した見積価格を下回る委託料で下請代金の額を定めていた。

(注) 下請代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、下請代金の額を定めないまま委託することは、下請法第3条に違反する。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 金属部品の加工を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（125日）を交付していた。

5 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ① 電子機器部品の製造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、金型を無償で保管させていた。
- ② プライベート・ブランド商品である食品の製造を下請事業者に委託しているL社は、自社で行うキャンペーンのため、下請事業者に対し、「協賛金」として一定額を提供させていた。